

「インターKX減価償却 少額減価償却資産(個人)対応版Ver.7.1」概要

「インターKX減価償却 Ver.7.1」で対応されている内容をご案内します。

1. プログラムについて

データ移行対象バージョン・・・Ver.5.0以降

Ver.5.0以降のお客様

データ移行が可能です。

Ver.3.3、4.0 をお使いのお客様

今回のバージョンアップ商品がデータ移行（継続使用）をしていただく最後の機会とさせていただきます。

今回の改版 CD-ROM に添付されております Ver.5.1 をセットアップし、Ver.5.1 へのデータ変換後、Ver.7.1 をご使用ください。

上記以外のバージョンをお使いのお客様

現在お使いのデータは移行できませんので、新規に入力してお使いください。

概要のバージョンの表記について

「Ver.7.1」のように小数点以下 2 桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の [ヘルプ] - [バージョン情報] で確認できます。

2. 法改正の概要

個人の減価償却費計算書における少額減価償却資産の記載

一定の中小企業者等に該当する青色申告者が、平成 18 年 1 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに 30 万円未満の少額減価償却資産を取得等し、その業務の用に使用した場合には、減価償却の計算をしないで、使用したときにその取得価額をそのまま必要経費に算入することができます。

この適用を受ける場合には、「取得年月」欄に「18・1～3」、「摘要」欄に「旧措法 28 の 2」と記載します。

また、平成 18 年 4 月 1 日以後取得等した少額減価償却資産については、その取得価額の合計額の限度額が 300 万円までとなります。

この適用を受ける場合には、「取得年月」欄に「18・4～12」、「摘要」欄に「措法 28 の 2」と記載します。

3. システムの対応内容

法改正による対応内容

減価償却費計算書における少額減価償却資産の出力の対応

減価償却費計算書で改正内容に準拠した少額減価償却資産（勘定設定の「少額資産用勘定の設定」で指定した勘定の資産）の出力に対応しました。

事業年度が平成 18 年 4 月 1 日をまたぐ個人（例：平成 18 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日）で、平成 18 年 3 月 31 日以前期中取得した少額減価償却資産と、平成 18 年 4 月 1 日以後期中取得した少額減価償却資産が存在する場合、少額減価償却資産の行は新措置法と旧措置法の 2 行で出力されます。

○減価償却費の計算

| 平成18年 1月 1日 | | | | | 至 平成18年12月31日 | | | |
|-----------------------------|----------------|--------------|----------------------|----------------------|-------------------|-----------------------------------|------------------------|---------|
| 減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む) | 面積 又は 数量 | 取得 年月 | (イ) 取得価額 | (ロ) 償却の ことになる額 | (ハ) 事業専 用割合 | (ニ) 本年分の必要 経費算入額 (イ)×(ハ) | (ホ) 未償却残高 (期末残高) | 摘要 |
| 少額減価償却資産 | — | H18. 1～3 | 合計 円 650,000 | (明細は別途保) | — | 円 650,000 | — | 旧措法28の2 |
| 少額減価償却資産 | — | H18. 4～12 | 合計 円 1,250,000 | (明細は別途保) | — | 円 1,250,000 | — | 措法28の2 |
| *** 合計 *** | | | | | | 円 1,900,000 | 0 | |

その他対応内容

会社データベースの再構築機能の追加（[オプション] [会社データベースの再構築]）

相当数の資産データを削除した場合などに発生する、データベース内部の不要な領域を削除し、データベースのサイズを最適にする再構築機能を追加しました。（この再構築機能を定期的に行う必要はありません。）

4. 電子申告プログラムについて

電子申告を行う場合には、別途「電子申告ダウンロードパック」商品の購入が必要です。

平成19年1月申告の固定資産税の電子申告を行う場合は、インターKX 電子申告システム(Ver.H18.14)とインターKX 減価償却 Ver.7.1の更新用プログラム(Ver.7.10.e2)をバージョンアップしてください。ダウンロードは、2006年12月22日(金)～可能です。

(地方税の利用可能団体の追加)

次の地方公共団体が、eLTAX 利用可能団体に追加されるため、地方税マスタ変更に対応します。

| 追加団体 | 利用届出の開始 | 申告の受付開始 | 対象税目 |
|------|-----------|-----------|------------------------|
| 相模原市 | 平成19年1月上旬 | 平成19年1月上旬 | 法人市町村民税 固定資産税(償却資産) |
| 静岡市 | 平成19年1月上旬 | 平成19年1月上旬 | |
| 堺市 | 平成19年1月上旬 | 平成19年1月上旬 | |

相模原市の法人市町村民税の受付開始は、平成19年3月上旬